

○八女西部広域事務組合火葬場設置条例

(昭和 54 年 8 月 30 日 条例第 25 号)

改正 平成 18 年 8 月 10 日条例第 4 号

平成 19 年 8 月 20 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 1 条の規定に基づき、八女西部広域事務組合に火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八女西部斎場 東原園

位置 八女市今福 1356 番地 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 10 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。